

警戒区域・避難指示区域等の見直しに関する市民説明会

日時・場所

平成24年4月7日（土）13時～14時30分

道の駅南相馬ホール

平成24年4月8日（日）15時～16時30分

鹿島区さくらホール

平成24年4月9日（月）19時～20時30分

道の駅南相馬ホール

次 第

1. 開 会

2. 市長あいさつ

3. 説 明

①警戒区域、避難指示区域等の見直しについて（危機管理課）

②警戒区域解除後の立ち入り時の注意事項について（危機管理課）

4. 質 疑

5. 閉 会

配布資料

- (1) 警戒区域、避難指示区域等の見直しに係るこれまでの経過について 資料1
- (2) 避難指示区域の見直しに係る基本的考え方 資料2-1
- (3) 平成24年3月30日付け平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長指示書（南相馬市長宛て） 資料2-2
- (4) 新たな避難指示区域設定後の区域運用の整理 資料3
- (5) 新たな避難指示区域の一覧 資料4
- (6) 警戒区域解除後の立ち入り時の注意事項 資料5
- (7) 南相馬市2012年3月31日時点の線量分布図 資料6

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHYSICS DEPARTMENT
5300 S. DICKINSON AVE.
CHICAGO, ILL. 60637
TEL. 733-9328

RECEIVED
JAN 10 1964

FROM
J. J. KOPPEL

TO
J. J. KOPPEL

RE
J. J. KOPPEL

1

警戒区域、避難指示区域等の見直しに係るこれまで経過について

平成23年3月12日

- ・東京電力福島第一原子力発電所の半径20kmの地域が「避難指示区域」に設定される。

平成23年4月22日

- ・東京電力福島第一原子力発電所の半径20kmの地域が「警戒区域」に設定される。

平成23年12月26日

- ・東京電力福島第一原子力発電所「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的な考え方及び今後の検討課題」が示される。

平成24年3月30日

- ・警戒区域、避難指示区域等（計画的避難区域含む。）の見直しを行うことが決定となる。

平成24年4月16日

- ・警戒区域の解除、新たな避難指示区域（避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域）が設定となる。

避難指示区域の見直しに係る基本的考え方

①設定の基準

避難指示解除準備区域(20ミリシーベルト／年以下)

空間線量率が3.8マイクロシーベルト／時以下

居住制限区域(20ミリシーベルト／年超 50ミリシーベルト／年以下)

空間線量率が3.8マイクロシーベルト／時超 9.5マイクロシーベルト／時以下

帰還困難区域(50ミリシーベルト／年超)

空間線量率が9.5マイクロシーベルト／時超

②使用データ

航空機モニタリング結果を平成24年3月31日時点に補正した線量データを用いる。

③区域見直しの単位

ア)新たな避難指示区域は、大字又は小字単位で設定する。

イ)字内に複数の線量基準を満たす地域がある場合には、以下の方向で十分に協議の上、決定する。

A) 字の大半を占める線量基準に合わせて字単位で区域を設定する。一部の地域がより高い線量基準に該当する場合には、除染等の対応で基準値以下とすることを目指す。

B) 道路や川など物理的に確認できる目印を区域境界として用いる。

指 示

平成24年3月30日

南相馬市長 殿
写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1. 南相馬市における平成23年3月12日の原子力災害対策本部長指示により避難のための立退きを求めた東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域(前面海域※を含む)及び平成23年4月22日の原子力災害対策本部長指示により設定された計画的避難区域については、平成23年12月26日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成24年4月16日午前0時をもって別紙のとおり①避難指示解除準備区域、②居住制限区域及び③帰還困難区域に見直し、各々の区域の居住者等に対してその旨周知するとともに、引き続き避難を継続させること。
2. 南相馬市における平成23年4月21日の原子力災害対策本部長指示により設定された警戒区域(前面海域※を含む)については、平成23年12月26日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成24年4月16日午前0時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

※ 南相馬市と浪江町の陸地の境界線と海岸線との交点の緯度(北緯37度30分49.6秒)よりも北側の海域であって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の海域をいう。

<参考>新たな避難指示区域設定後の区域運用の整理

	区域の基本的考え方	区域の運用について
避難指示解除準備区域	年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域	① 主要道路における通過交通、住民の一時帰宅(ただし、宿泊は禁止)、公益目的の立入りなどを柔軟に認める。 ② ア)製造業等の事業再開(病院、福祉施設、店舗等居住者を対象とした事業については再開の準備に限る)、イ)営農の再開(※)、ウ)これらに付随する保守修繕、運送業務などを柔軟に認める。 ③ 一時的な立入りの際には、スクリーニングや線量管理など放射線リスクに由来する防護措置を原則不要とする。 ※稲の作付け制限及び除染の状況を踏まえて対応
居住制限区域	年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域	① 基本的に現在の計画的避難区域と同様の運用を行う。 ② 住民の一時帰宅(ただし、宿泊は禁止)、通過交通、公益目的の立入り(インフラ復旧、防災目的など)などを認める。
帰還困難区域	5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域	① 区域境界において、バリケードなど物理的防護措置を実施し、住民に対して避難の徹底を求める。 ② 可能な限り住民の意向に配慮した形で住民の一時立入りを実施する。その際、スクリーニングを確実に実施し個人線量管理や防護装備の着用を徹底する。

新たな避難指示区域の一覧

※用字のうち、「迫」のシンニユウはㇿ(エンニユウ)で外字作成

	区名・大字名	避難指示解除準備区域	居住制限区域	帰還困難区域	警戒区域	計画的避難区域
1	小高区片草	全部			全部	—
2	小高区小高	全部			全部	—
3	小高区大井	全部			全部	—
4	小高区塚原	全部			全部	—
5	小高区仲町	全部			全部	—
6	小高区田町	全部			全部	—
7	小高区関場	全部			全部	—
8	小高区西町	全部			全部	—
9	小高区上町	全部			全部	—
10	小高区東町	全部			全部	—
11	小高区南町	全部			全部	—
12	小高区大町	全部			全部	—
13	小高区本町	全部			全部	—
14	小高区南小高	全部			全部	—
15	小高区福岡	全部			全部	—
16	小高区水谷	全部			全部	—
17	小高区泉沢	全部			全部	—
18	小高区岡田	全部			全部	—
19	小高区村上	全部			全部	—
20	小高区角部内	全部			全部	—
21	小高区蛭沢	全部			全部	—
22	小高区井田川	全部			全部	—
23	小高区浦尻	全部			全部	—

	区名・大字名	避難指示解除準備区域	居住制限区域	帰還困難区域	警戒区域	計画的避難区域
24	小高区下浦	全部			全部	—
25	小高区女場	全部			全部	—
26	小高区耳谷	全部			全部	—
27	小高区行津	全部			全部	—
28	小高区上浦	全部			全部	—
29	小高区神山	池ノ沢、馬場前、馬場下、堂平、神山下、竹ノ町、土橋、長畑、藪倉、大豆谷、砂子町、藤右エ門屋敷	鯖沢、蛇クキ、松ヶ沢		全部	—
30	小高区上根沢	全部			全部	—
31	小高区小屋木	全部			全部	—
32	小高区吉名	全部			全部	—
33	小高区藤木	全部			全部	—
34	小高区飯崎	全部			全部	—
35	小高区大田和	下川原、川原、西田、前田、浜井場、広畑、舘越、上新田、下新田	白根、中ノ内、南川原、中里		全部	—
36	小高区川房		全部		全部	—
37	小高区金谷	北原、作迫、若林、天梅、東、沼尻	西田、柳迫、神田、南釘野、北釘野、下釘野、西、南、北、上、鼠内、向田、東川原、西内	小畑、ドウケ、出戸間船、野中	全部	—
38	小高区北鳩原	全部			全部	—
39	小高区南鳩原	全部			全部	—
40	小高区小谷	全部			全部	—
41	小高区大富	蛇バミを除く全部	蛇バミ		全部	—
42	小高区羽倉	全部			全部	—
43	原町区雫	袖原			袖原	—

	区名・大字名	避難指示解除準備区域	居住制限区域	帰還困難区域	警戒区域	計画的避難区域
44	原町区小浜	間形沢を除く全部			間形沢を除く全部	—
45	原町区下江井	全部			全部	—
46	原町区小沢	全部			全部	—
47	原町区堤谷	全部			全部	—
48	原町区江井	全部			全部	—
49	原町区米々沢	全部			全部	—
50	原町区大甕	田堤、森合、森合東、観音前			田堤、森合、森合東、観音前	—
51	原町区高	町田、北ノ内、山梨、高田、北川原、権現壇、原、鍛冶内、館ノ内、弥勒堂、薬師堂、御稻荷、中平、大久保前、花木内、高林			町田、北ノ内、山梨、高田、北川原、権現壇、原、鍛冶内、館ノ内、弥勒堂、薬師堂、御稻荷、中平、大久保前、花木内、高林	—
52	原町区小木迫	全部			全部	—
53	原町区鶴谷	全部			全部	—
54	原町区片倉		行津		—	行津
55	原町区馬場		五台山、横川、薬師岳		—	五台山、横川、薬師岳
56	原町区高倉		助常、吹屋峠、七曲、森、枯木森		—	助常、吹屋峠、七曲、森、枯木森
57	原町区大原	和田城			—	和田城
58	国有林磐城森林管理署	2004林班、2005林班、2007林班から2017林班、2029林班、2048林班、2055林班、2095林班及び2130林班	2006林班、2018林班から2028林班、2030林班から2047林班、2049林班から2054林班、2056林班から2063林班、2065林班、2076林班から2078林班、2088林班の一部、2089林班、2090林班及び2096林班から2102林班	2064林班、2066林班から2075林班、2079林班から2087林班、2091林班から2094林班及び2104林班から2109林班		

警戒区域解除後の立入り時の注意事項

■立入りについて

◎立入りは自由にできますが、**宿泊は禁止**です。

◎防犯のため、出入りゲートは、現在と同じ3ヶ所の検問ゲートとなります。

① 国道6号（原町区大甕地内）

② 旧国道・県道浪江鹿島線（原町区鶴谷地内）

③ 山麓線・県道相馬浪江線（原町区片倉地内）

現在、設置されているバリケードはそのままとなります。

◎区域内では、多くの警察官が巡回しており、職務質問されることも予想されますが、防犯のためですので、ご理解願います。

◎浪江町では、警戒区域の指定が継続されていますので、立ち入ることはできません。南相馬市と浪江町の境界にバリケードが設置されています。

◎貴重品等は、防犯上、できるだけ自宅に置かないようにしてください。

盗難や不審者を発見したら、警察へ連絡してください。

▽連絡先 南相馬警察署 0244-22-2191

小高交番 0244-44-2029

※緊急時は「110番」してください

■火の取り扱いについて

消火栓が使用できないため、火気の取扱いには十分注意してください。

屋外でのたき火、野焼きは厳禁です。

火事を見つけた場合、「119番」してください。

その他、消防に関することについては、

▽連絡先 小高分署 0244-44-2212

南相馬消防署 0244-22-2186

■地域見守りパトロールについて

地域見守り隊を編成して、月曜日から土曜日は夜間の16時間、日曜・祝日は24時間のパトロールを行います。

▽小高区市民福祉課 0244-24-5797

■道路について

道路は、路肩が崩れたり、路面が陥没した個所がたくさんありますので、十分注意して通行してください。

▽小高区産業建設課 0244-24-5792

▽土木課 0244-24-5258

■電気の手続きについて

電気の使用開始や契約の廃止、変更については、東北電力に連絡してください。個別送電の依頼は4月18日より0120-175-366へ連絡してください。

▽連絡先 東北電力㈱ 0120-175-266（引越し、アンペア変更）
0120-175-366（停電の問合せ）
0120-175-466（その他の問合せ）

■電話の手続きについて

電話・インターネットの復旧・故障修理については、東日本電信電話㈱に連絡してください。

▽連絡先

電話の復旧等：113（携帯電話からは012-444-113）
インターネット（フレッツ光）の復旧等：0120-000-113

■水道について

しばらくの間、水道の給水はできませんので、ペットボトルなどの飲料水を持参してください。

なお、今後水道の復旧工事のため本管に水を通すこととなりますが、宅地内で水が噴出する恐れがありますので、立ち入りの際には、水道メーターの近くにあるバルブを閉めていただきたくご協力お願いします。

▽水道課 0244-24-5271
0244-24-5272

■井戸水について

井戸水の放射線量の検査等は、国が行う予定ですが、現在、準備を進めているところです。

▽生活環境課 0244-24-5231

■下水道について

しばらくの間、下水道は使用できませんので、区役所及び各小学校等に設置する仮設トイレをご利用ください。

なお、仮設トイレの設置箇所については4月15日の広報等でお知らせいたします。

▽（下水道関係）下水道課 0244-24-5273
▽（仮設トイレ関係）小高区地域振興課 0244-24-5792
クリーンセンター 0244-24-0063

■浄化槽について

浄化槽は、保守点検業者等に汚泥等の状態の確認を受けてから使用してください。

＜し尿・浄化槽汚泥の収集運搬の問合せ＞

▽ 原町区内：（株）昭和衛生センター 0244-22-5134
▽ 小高区内：小高清掃（有） 0244-44-3044
▽ 下水道課 0244-24-5273

■除染について

警戒区域又は計画的避難区域に指定されていた地域の除染は、国が行います。現在、準備を進めているところです。

▽環境省福島環境再生事務所 024-573-7330

▽環境省福島環境再生事務所浜通り北支所 0244-26-9912

▽除染対策課 0244-24-5257

■家庭ごみについて

警戒区域内にある家庭ごみ（廃棄物）は、国が処理・処分しますので、持ち出すことなく、仮置場が設置されるまで、敷地内又は屋内で保管してください。なお、立ち入りの際に持ち込んだペットボトル等のごみは、お持ち帰りください。

▽環境省福島環境再生事務所 024-573-7547

▽環境省福島環境再生事務所浜通り北支所 0244-26-9912

▽生活環境課 0244-24-5231

▽小高区市民福祉課 0244-24-5797

■災害がれきについて

津波や地震で被災した家屋等の撤去は、国が行う予定です。

なお、家屋倒壊の可能性が高いなど安全確保の観点から緊急の対策が必要と考えられる家屋等については、国と調整しますので別途ご相談ください。

▽環境省福島環境再生事務所 024-573-7547

▽環境省福島環境再生事務所浜通り北支所 0244-26-9912

▽生活環境課 0244-24-5231

■野生化した家畜、ペットについて

野生化した家畜、ペットは、人に危害を加える場合もありますので、見つけたらあまり近づかず、次の機関へ連絡してください。

▽（家畜）相双家畜保健衛生所 0244-24-3451

▽（ペット）相双保健福祉事務所 0244-26-1351

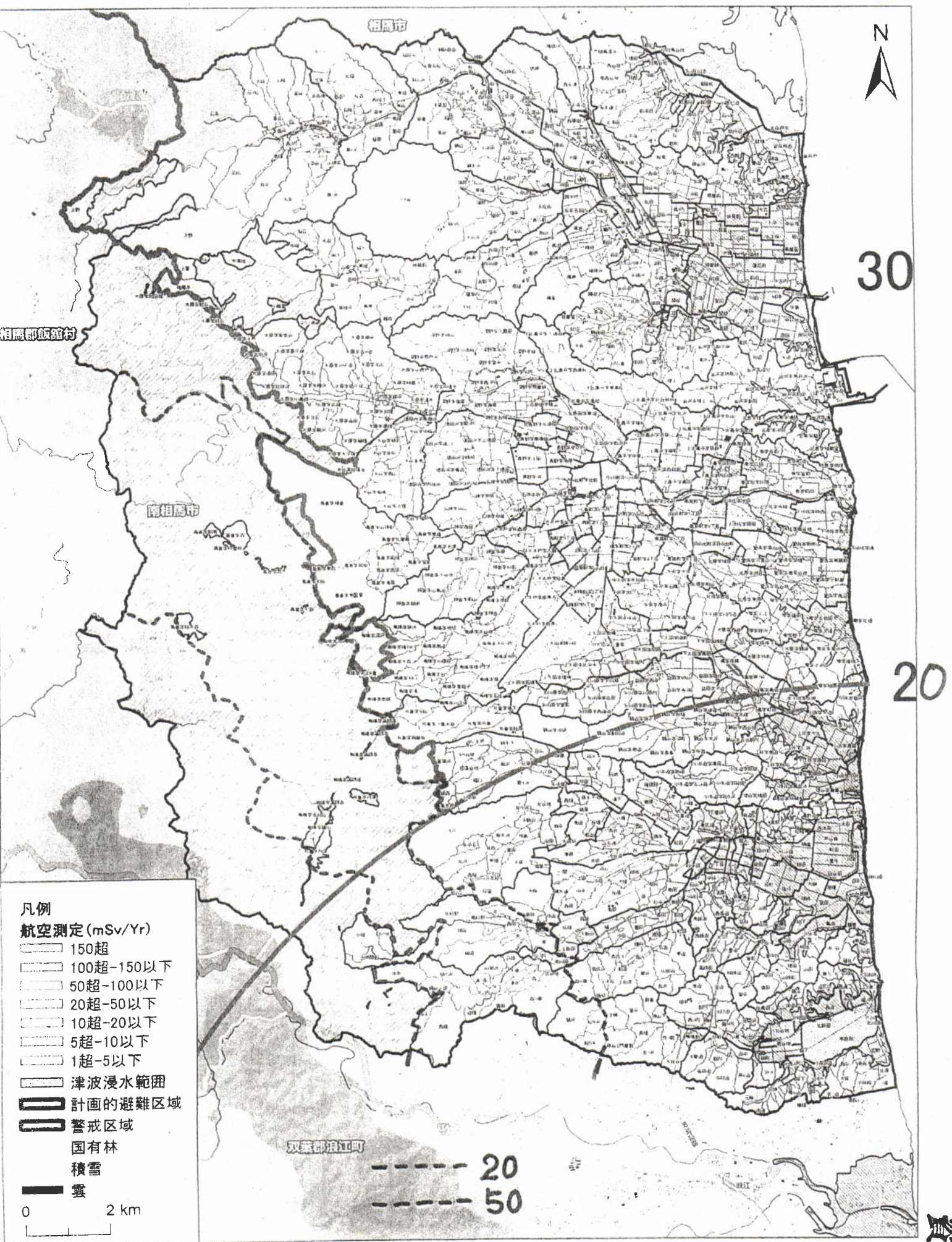
■り災証明について

災害で損壊した家屋についての「り災証明書」は、現地にて第1次調査（外観目視調査）を行った後に発行します。

▽税務課 0244-24-5227

災害対策に関する総合窓口

▽南相馬市災害対策本部事務局 0244-24-5232



南相馬市 2012年3月31日時点の線量分布(2月の航空機モニタリング結果を基に予測)

